

基本構想（案）

第1章 基本的な考え方

香美市では、平成24年4月に「香美市民憲章」を制定し、市民のまちづくりのための行動規範を定めています。

この市民憲章のまちづくりの考えを踏まえつつ、基本構想においては、まちづくりを進めていくうえでの価値観として「基本理念」を定め、概ね10年後に実現を目指すまちの姿を「まちの将来像」として定めます。

香美市民憲章

【前文】

私たちの香美市は、美しく、豊かな自然に育まれています。

先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちを目指し、ここに市民憲章を定めます。

【本文】

- 1、豊かな自然を守り、美しいふるさとを未来に届けましょう。
- 1、互いに思いやり、ささえあう、心安らぐまちにしましょう。
- 1、歴史に学び、伝統を守り、高め、文化の香りあふれるまちにしましょう。
- 1、子どもたちの笑い声は宝物、みんなで見守り育てましょう。
- 1、感謝の気持ちを大切に、元気で働き、仲よく住みよいまちにしましょう。

第2章 基本理念

「香美市まちづくり計画」では、まちづくりの基本理念として「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」が掲げられました。

この基本理念は「第1次香美市振興計画」、「第2次香美市振興計画」と引き継がれてきましたが、「第3次香美市振興計画」においては、これまでの基本理念を継承しつつ、新たな時代に、新たな香美市のまちづくりを推進していくため、新しい基本理念を設けます。

人と自然に寄り添いながら、快適性と利便性を追求するまちづくり

・「快適性を追求する」とは

本市には、市域を貫く物部川をはじめとした豊かな自然とその中で育まれてきた様々な伝統文化、産業が根付いており、住民同士の深いつながりが十分に残っている地域です。

また、市街地から田園地域、中山間地域を有しており、個人の価値観やライフスタイルに合わせて住む場所を選択できるまちでもあり、南海トラフ地震に伴う津波による被害が見込まれない県内唯一の市であることから、心地よく、安全で安心して暮らすことのできるまちでもあります。

このようなまちの特性を活かして、自然環境の保全や住環境・公共空間の質の向上、産業の振興を通じて、住民の日常体験、健康、経済活動といった多面的な価値を創造します。

住民同士の見守りや助け合い、地域活動を支えることや防災・減災対策を推進することで、安心と安らぎを得られやすいまちを目指します。

こうしたハード・ソフト両面から快適な空間を形成することで、暮らしている人が居心地がよいと感じるまちづくりを進めていきます。

・「利便性を追求する」とは

本市は、県都高知市や高知自動車道、高知龍馬空港へのアクセスも良好で、JR土讃線の駅も有しています。また、保育園や幼稚園、小中学校だけでなく、県立山田高等学校、高知工科大学、県立山田特別支援学校があり、地方都市においては非常に恵まれた教育環境にあります。

このような優れた立地条件を十分に活かすための生活道や公共交通、公共施設等の整備に加え、民間活力による取組の支援を通じて、地域間、世代間の公共施設、学校、医療・福祉・生活利便施設等の利用機会の格差を縮小します。

行政のデジタル化をはじめ、地域社会のデジタル化を進めることで、地域間、世代間の行政、教育、産業、医療・福祉といったあらゆる分野への情報アクセスの格差を縮小します。

こうした取組を進めることで、市街地、田園地域、中山間地域を含む市内全域で暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

・「人と自然に寄り添いながら」とは

急激に社会環境が変化していく中で、快適性・利便性を追求するまちづくりを迅速に進めていく必要があります。

そうした中であっても、経済性や合理性といった一面的で一方的な取組を推し進めることはせず、多様な価値観を尊重し、住民一人ひとりの生活状況に寄り添いつつ、本市の自然や文化と共生できるまちづくりを進めていきます。

第3章 将来目標

1 まちの将来像

今後、本市を取り巻く社会環境は、過疎高齢化や人口減少が一層進行し、多様な社会課題が顕在化すると予測されます。こうした課題に的確に対応し、持続可能な地域社会を実現するためには、本市の強みを活かした戦略的なまちづくりの推進が不可欠です。

持続可能な社会の実現を図るため、基本理念に基づいて本市は、次のまちの将来像を目指します。

こじゃんと暮らしやすいまち 香美市

2 まちづくりの目標

(1) 将来目標人口

社会保障人口問題研究所の国勢調査を基にした推計では、2035年の人口は21,552人となりますが、香美市人口ビジョンの目標人口を基にした推計では21,828人で、社人研の推計より276人多い数値となっています。

第2期香美市振興計画では、令和8年の目標人口を24,400人と設定しており、ほぼ目標値と同じ人口になったと評価できます。

目標達成の条件は、

①令和2年までに社会増減を0人とし、それ以降は毎年度30人増とする。

②平成20年～平成24年の平均出生率1.38人を令和22年に2.07人とする。

としていたところ、直近3年間（2022年から2024年まで）の平均出生率は、1.157と条件を達成できていませんでしたが、社会増に支えられ目標を達成できております。

第3次計画ではこの推計値を基に、将来目標人口を下記のとおり設定します。

	2025年		2026年	2035年	
	推計人口	実績	前回目標人口	推計人口	目標人口
総人口	25,071人		24,361人	21,667人	21,807人
0～14歳	2,384人		2,587人	1,893人	2,011人
	9.5%		10.6%	8.7%	9.2%
15～65歳	12,903人		12,509人	11,516人	11,863人
	51.5%		51.3%	53.1%	54.4%
65歳以上	9,783人		9,265人	8,258人	7,932人
	39.0%		38.0%	38.1%	36.4%

○目標達成のための条件

①毎年の社会増を30人とする。

②2040年の合計特殊出生率1.60人を目指し、2026年から2030までの平均出生率を1.375、2031年から2035までの平均出生率を1.49とする。

3 目指すべきまちの姿

(1) 社会基盤分野

大規模災害や気候変動に強く、誰もが安心して快適に暮らせる地域づくりを目指し、防災・減災の視点を取り入れながら、道路、公共交通、上下水道、通信、公園・緑地といった社会基盤を、計画的かつ総合的に整備していきます。

公共施設等については、香美市公共施設等総合管理計画に基づく更新・統廃合・長寿命化を徹底し、PFIや国の補助制度を活用して効率的に事業を実施します。

公共交通対策としては、路線再編やデマンド型交通、コミュニティバス等を組み合わせ、効率性と利便性向上を図ります。

南海トラフ地震を最重要課題と位置付け、あらゆる災害から市民を守るため、市全体の防災・減災対策をハード・ソフト両面から強化します。事前・応急・復旧復興対策を一体的に推進し、地域住民や関係機関との連携も強化することで、より効果的な対策を進めていきます。また、平

時からの防災教育・訓練や情報共有を通じて、市民一人ひとりの防災意識と対応能力を高め、地域全体の災害対応力の向上を図ります。

市民の誇りでもある本市の自然環境を次世代へ継承するため、自然環境の保全と再生、資源循環の促進、気候変動対策を統合的に推進します。

●KG I 案1 (5点満点)

項目	令和7年	令和12年
私の暮らしている地域では、適度な費用で住居を確保できる	3.1点	点以上
私の暮らしている地域では、防災対策がしっかりしている	3.1点	点以上

●KG I 案2

項目	令和7年	令和12年
住宅環境 (主観指数)	73.0点	点以上
自然災害 (主観指数)	49.7点	点以上

(2) 健康・福祉・生涯学習分野

年齢や性別、病気・障害の有無、生活状況にかかわらず、健康で自立した暮らしが営めるよう、一次予防から二次・三次予防、介護、生活支援までをつなぐ包括的な保健・福祉体制を整備し、疾病の予防・早期発見、重症化予防とともに、在宅での療養や生活継続を支える支援を強化します。

生涯学習は、健康づくり・社会参加・就労支援・認知症予防など、健康・福祉の目的と深く結びついています。幅広い年齢層に対して学びの機会を多様に提供し、個人の能力発揮と地域の結びつきを強化します。

●KG I 案1 (5点満点)

項目	令和7年	令和12年
暮らしている地域は、医療機関が充実している	2.9点	点以上
私の暮らしている地域では、学びたいことを学べる機会がある	2.7点	点以上

●KG I 案2

項目	令和7年	令和12年
医療福祉 (主観指数)	36.1点	点以上
教育機関の豊かさ (主観指数)	35.8点	点以上

(3) 産業・地域振興分野

地域の資源と人材を活かし、地場産業や観光、商業、農林業、製造業や新たな成長分野を連携させ、雇用創出・所得向上と地域内での消費循環を促進します。

地域の魅力を高めることで交流人口と関係人口を増やし、にぎわいの創出と定住促進につなげます。

●KG I 案1 (5点満点)

項目	令和7年	令和12年
暮らしている地域には、新たな事に挑戦・成長するための機会がある	2.3点	点以上
私の暮らしている地域では、地域活動 (自治会・地域行事・防災活動等) への市民参加が盛んである	3.1点	点以上

●KG I 案2

項目	令和7年	令和12年
雇用・所得 (主観指数)	20.0点	点以上
事業創造 (主観指数)	24.3点	点以上

(4) 子ども・子育て・教育分野

本市の強みである保育園から大学、特別支援学校が揃う多様な保育・教育環境を活かしつつ、子どもと子育て世代が安心して暮らせる環境を整備します。

妊娠期から学齢期までの切れ目のない支援と、保育・教育・家庭・地域が連携する体制を構築し、一人ひとりの成長と発達を支えることで、未来を担う子どもたちの健やかな育ちと地域の持続的な活力を育てます。

●KGI 案1 (5点満点)

項目	令和7年	令和12年
私の暮らしている地域では、子育て支援・補助が手厚い	2.7点	点以上
私の暮らしている地域では、教育環境（小中高校）が整っている	3.3点	点以上

●KGI 案2

項目	令和7年	令和12年
子育て（主観指数）	41.3点	点以上
初等・中等教育（主観指数）	47.4点	点以上

●KGI 案3 (10点満点)

項目	令和7年	令和12年
幸福度	6.6点	点以上
生活満足度	6.1点	点以上

(5) 横断的推進項目

① 協働のまちづくり

香美市協働推進計画にある3つの基本方針を引き継ぎ、協働のまちづくりを推進します。

基本方針1：情報の発信と共有の推進

事業の開始段階から目的を明確にし、委員の公募や各種会議の記録を積極的に公開します。また、事業の実施後には達成状況の評価をホームページ等で分かりやすく公表し、透明性を確保します。情報発信は、既存の手段に加えて新たな情報媒体の活用も検討し、市民が情報に触れやすい環境を整えます。

基本方針2：協働・参画に向けた環境整備

市民が主体的にまちづくりへ関わることができるよう、対話と参画の仕組みを強化します。パブリックコメントや市民懇談会などの広聴機能を充実させ、市民の意見を柔軟に取り入れる体制を築きます。また、NPOや企業、教育機関との連携を深め、特に学生や子育て世代が気軽に参加できるようなイベントや活動のきっかけを提供します。活動を支える場として、地区公民館や集会所といった拠点施設の利便性向上や機能充実も図ります。

基本方針3：自治会運営・活動に対する支援

行政の重要なパートナーである自治会の活動を維持・発展させるため、転入者への加入促進や活動内容のPRを強化すると同時に、区域内の住民が減少した自治会のあり方など、単一の自治会では解決が難しい課題に対応できるよう、自治会間の連携を促す体制づくりを支援します。

② 高知工科大学との連携

大学が立地する特性を生かしたまちづくりを進めるために、これまでの学生による地域活動や大学と地域の融和といった連携に加えて、「高知県公立大学法人高知工科大学と香美市の連携に関する協定」に基づき、地域課題の解決、産業振興、人材育成、まちづくりといった分野での連携を推進します。

また、高知工科大学を中心とした産学連携・研究学園交流エリアの開発を推進します。

③ 効率的で効果的な行政運営

基本構想を実現していくためには、限られた財源・人材・時間を最大限に活用することが求められます。これまで取り組んできた高知市を中心市とする連携中枢都市圏による広域行政の推進に加えて、ICT技術を活用した地域のデジタル化を進め、生活・住民サービスの向上、行政の効率化を推進します。

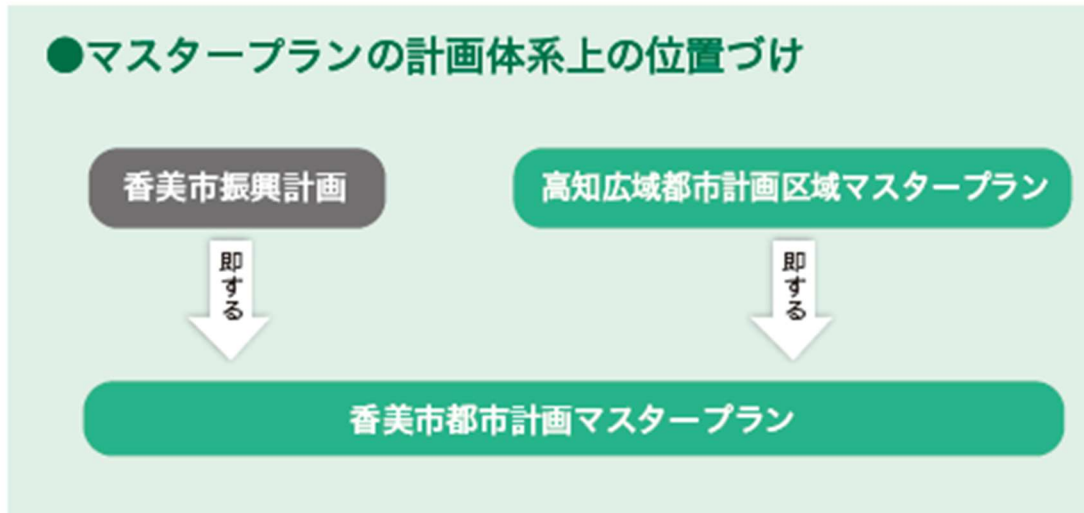
また、単なるコスト削減だけでなく、住民の満足度向上・政策効果の最大化・公平性の確保を重視した施策が求められることから、経験や勘、特定の個人や団体からの要望ではなく、根拠に基づく政策立案を進めていきます。

このような新しい技術や手法を取り入れていくための人材育成も合わせて進めていきます。

4 土地利用構想

(1) 高知広域都市計画

本市は、昭和45年に高知広域都市計画区域(高知市、南国市、土佐山田町、いの町)で広域計画を策定して計画的な都市整備を進めてきました。市街化区域においては上下水道の整備や、あけぼの街道の開設、都市計画道路の整備など計画的な都市整備、調整区域においては圃場整備や簡易水道施設の整備を進めてきました。今後も高知広域都市計画区域マスタープランや、香美市都市計画マスタープラン等に基づき、安全、快適で住みやすい都市を実現します。



(2) 基本的な考え方

本計画における目指すまちのかたちとして、本市の持つ特性や地域資源を活かし、今後の高齢化や人口減少といった人口問題、都市施設や公共施設の再構築に対応した持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

また、頻発する自然災害に対し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりも求められています。

このような背景を踏まえ、適正かつ計画的な土地利用を進めるためのまちづくりの基本的な考え方を次のように定めます。

①コンパクトな中心部と地域の拠点をネットワークで結ぶまちづくり

合併により誕生した本市には、旧町村の中心であった地域拠点や集落が数多くあるとともに、美しく豊かな自然や歴史・文化的資源も多く存在しています。

これらのことから、中心市街地や地域拠点等が有する特性を生かしたまちづくりを進めながら、公共交通を始めとする様々なネットワークで結び、コンパクトな中心市街地と、多数の魅力をもったまちづくりを推進します。

②活力ある産業と快適で魅力あるまちづくり

市街化区域内には、市役所、消防庁舎、小学校、美術館等の公共施設の他にも商業施設、土佐山田駅が立地しており、それらを囲むように住宅地が広がり高密度な市街地が形成されています。

これらを中心として様々なサービスが歩いて享受できるような快適で利便性の高いまちをめざすとともに、若者から高齢者までが安全で快適に生活できる住環境の向上に努め、移住・定住の促進を図ります。

一方で、市街化調整区域は、既存の集落等の生活環境の保全やコミュニティの維持に努めるとともに、産業振興、雇用の創出等に向けて交通利便性の高い主要幹線道路沿道の土地活用について検討を進めます。

また、やなせたかし記念館アンパンマンミュージアム、龍河洞、秦山公園等には多くの人が訪れており、他の観光資源とのネットワーク化を図るとともに、地域住民や高知工科大学と連携しながら、体験や交流といった新たな魅力の創出を図ります。

③安心して暮らせる防災・減災まちづくり

平成 23 年(2011 年)に発生した東日本大震災は、地震と津波によって私達の想像をはるかに超える多大な被害をもたらし、平成 28 年(2016 年)の熊本地震や平成 30 年(2018年)に発生した西日本を中心とした豪雨災害では、地震、洪水、土砂災害の怖さを改めて知ることとなりました。

このように各地で頻繁に発生する土砂災害、風水害、震災等は、本市においても想定しておく必要がある課題であり、防災、減災に向けた河川整備や土砂災害対策等に取組みます。

④自然と歴史・文化にあふれるまちづくり

本市の 87.6%を占める山林は、二酸化炭素の吸収源となっているほか、水源涵養や土砂流出防止などの防災面の役割を担っていると同時に、動植物の生息・生育空間となっています。

これら豊かな自然環境である山林、河川等は、四季折々の景観や憩い・安らぎを私達に与えてくれる財産であることから、保全を図ります。

また、市域に存在する貴重な歴史・文化的な資源についても保全を図るとともに、交流人口の増加に向けて、これらの魅力を広く発信していきます。

(3) 将来都市構造

市域に「ゾーン」「エリア」「拠点」を設定し、土地利用の方針や都市機能を明確化します。

区分	設定の考え方
ゾーン	行政区域を土地利用の特性に沿って分けた地域
エリア	インフラの整備や維持及び住環境等の維持のために効率的に誘導していく区域
拠点	交流や環境づくり、連携を重点的に進めていく場所

ゾーン	設定の考え方
自然環境保全ゾーン	本市の 87.6%を占める山林は、本市を貫流する物部川をはじめとする多数の河川の源流域となっており、その一部は自然公園に指定されるなど、豊かな自然環境、景観を有しています。このような区域を自然環境保全ゾーンと位置づけます。
田園環境ゾーン	本市の基幹産業である農業の重要な生産基盤となっている連たんしている農地や中山間に広がる農地等を田園環境ゾーンと位置づけます。
市街地ゾーン	土地の整形化を図るとともに道路や公園等の公共施設が一体的に整備された土佐山田土地区画整理事業区域を含んだ市街化区域を市街地ゾーンと位置づけます。

エリア	設定の考え方
都市拠点エリア	行政系施設や教育・文化施設、住宅、商業施設の立地に伴い市街地が形成されている市役所周辺及び交通結節点である土佐山田駅周辺を都市拠点エリアと位置づけます。
地域拠点エリア	合併前の旧町村の中心地として学校教育施設、医療施設、商業施設、住宅等が集積している支所周辺を地域拠点エリアと位置づけます。
地域コミュニティエリア	市街化調整区域の小学校では生徒数が年々減少しており、学校の存続が出来なくなる恐れがあります。このことから小学校やコミュニティセンターを中心とした一定の範囲を地域コミュニティエリアと位置づけます。
自然ふれあいエリア	豊かな自然の中でリラックスした時間を過ごすとともに、自然とのふれあいや観賞、体験等が行える空間を自然ふれあいエリアと位置づけます。
産学連携・研究学園交流エリア	大学が立地する地域特性を生かしたまちづくりを進めるために、高知工科大学を中心とした一定の範囲を産学連携・研究学園交流エリアと位置づけます。
産業地区計画検討エリア	産業振興、雇用の創出を推進するために、市街化調整区域内の交通利便性が高い主要な幹線道路等の沿道を産業地区計画検討エリアと位置づけます。
伝統産業振興エリア	本市の発展とともに成長してきた伝統産業を後世に伝えていけるよう、伝統工芸品を製造する工場等が立地する区域を伝統産業振興エリアと位置づけます。
既存集落エリア	市街化区域の周辺部において建築物が連たんし、従来から集落を形成している区域(高知県都市計画法施行条例第 2 条 2 項に基づく区域)は、市街化調整区域に位置するものの、市街化区域と一体的な生活圏を有していることから既存集落エリアと位置づけます。

エリア	設定の考え方
集落エリア	人口減少が進む中において、地域の人口を維持するために、比較的まとまって集落が形成されコミュニティ活動が行われている地域を集落エリアと位置づけます。
清流保全エリア	環境保全や生態系の維持を図る必要がある良好な自然環境と多様な生態系を形成している河川を清流保全エリアと位置づけます。

拠点	設定の考え方
研究学園交流拠点	地域の生涯学習や教育、研究開発の場の中心であり、学生による地域での活動や住民との交流がある高知工科大学を研究学園交流拠点と位置づけます。
産業研究拠点	本市の持続的発展に必要な産業振興を推進するために、研究、技術開発等を行う施設を産業研究拠点と位置づけます。
伝統産業振興拠点	土佐打刃物は、本市の重要な伝統産業の一つですが、従業者の高齢化が進行しており、若い職人の育成が急務となっています。土佐打刃物を未来へと伝承する中心的な役割を担う土佐刃物流通センターを伝統産業振興拠点と位置づけます。
観光拠点	交流人口の拡大による賑わいづくりや地域活性化を推進するために、多くの人が訪れている交流施設や観光名所等を観光拠点と位置づけます。
歴史文化拠点	本市の歴史や文化を知り、理解を深めるために、重要な史跡、建造物等を歴史文化拠点と位置づけます。
みどりの拠点	人々の絆や交流を深め、散歩や体を動かすことができる公園、キャンプ場等のみどりの拠点と位置づけます。

(4) 市街化区域

市街化区域における人口密度を維持するために、市街化区域と市街化調整区域を区分する区域区分を維持しつつ、市街化区域内は用途地域を基本として、住宅、商業、工業に関連する土地利用の誘導を図ります。空き地や低未利用地については、土地の利活用を促すとともに、移住・定住に向けて空き家の有効活用を図ります。

(5) 市街化調整区域

市街化調整区域は、無秩序な宅地を抑制し、優良な農地の保全や自然環境の保全に努めるとともに、小学校、佐岡コミュニティセンターを中心とした一定の範囲及び「既存集落エリア」については、地域コミュニティの維持や居住環境の保全を図るために、空き家等の活用について検討します。

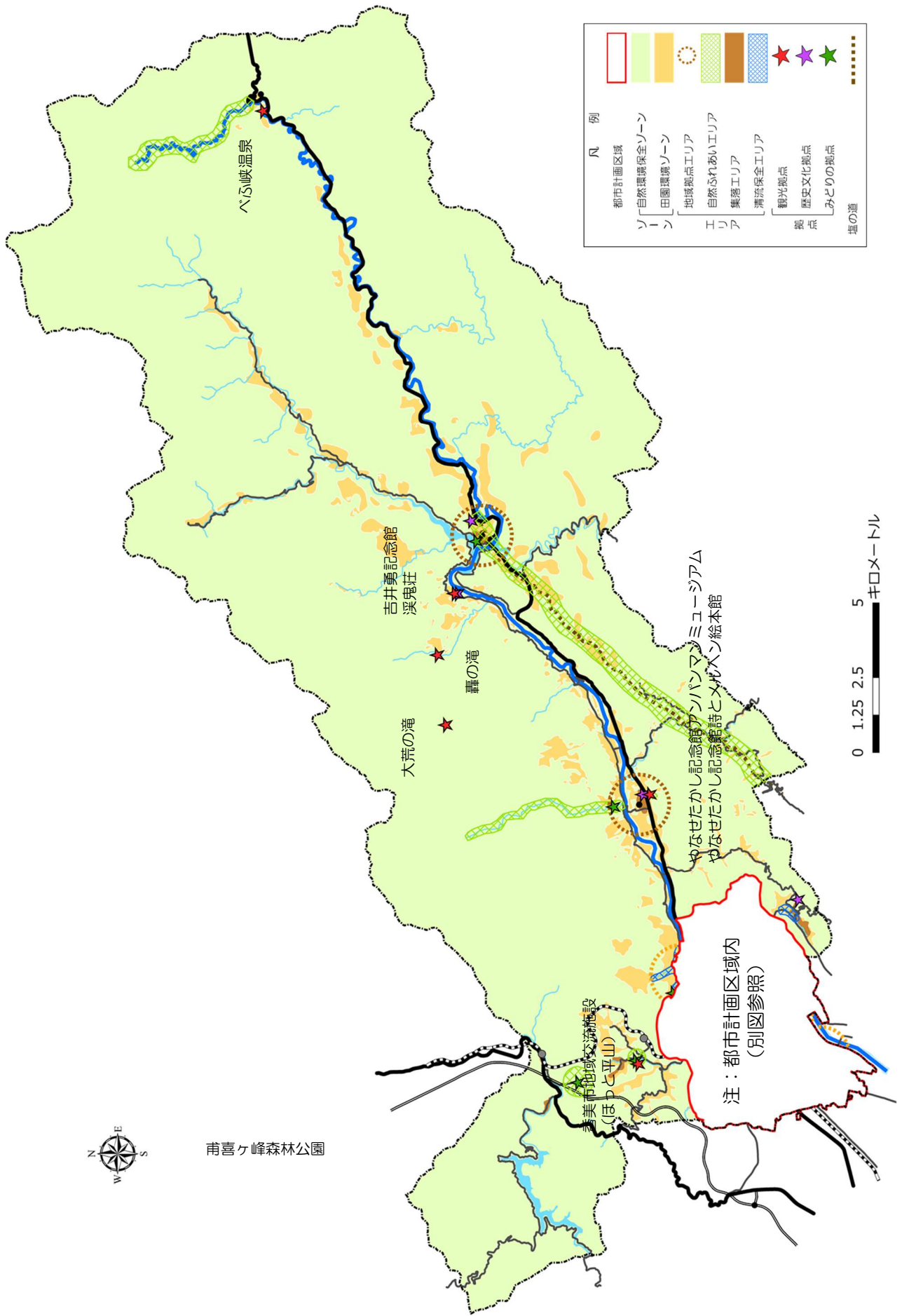
高知工科大学を中心とした一定の範囲については、高知工科大学、高知テクノパーク等が立地している特性を生かし、試験研究施設等の誘致を促進します。また、大学教員・学生向けの住宅、宿泊施設、店舗等の大学関係者、学生に対する良好な居住環境の構築を目指します。

なお、「産業地区計画検討エリア」では、幹線道路沿道である特性を生かし、地区計画を活用した産業振興、雇用の促進等を目的とした新たな店舗、工場等の立地を推進します。

(6) 都市計画区域外

都市計画区域外の農地は、農林業生産基盤として圃場整備、農道整備等の農業基盤整備の推進や遊休地の拡大を防ぎ、農業環境の保全を図ります。また、水辺空間、山林等の自然環境についても森林法、自然公園法等と一体となって保全を図ります。

まとまって集落が形成されている地域については、コミュニティを維持し、生活環境の保全を図ります。



甬喜ヶ峰森林公園

注：都市計画区域内
(別図参照)

0 1.25 2.5 5 キロメートル

第3章 基本方針と政策

I 基本方針

し

今後、目指すべきまちの姿を踏まえ、基本計画の策定と併せて、抜本的に見直す

設定